

平成 2 1 年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

はじめに

本報告書は、本市が実施した情報公開制度及び個人情報保護制度の平成21年度における運用状況を取りまとめたものです。

本市におきましては、公文書の公開請求は700件を超え、個人情報保護制度における保有個人情報開示等の請求は100件を超えました。

今後も、なお一層制度の定着化を図り、より多くの市民に活用されるよう努めて参りたいと考えておりますので、市民並びに関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年7月

米子市長 野坂康夫

目 次

1	情報公開制度	
(1)	公文書公開等決定件数	1
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3
(3)	公文書公開請求の処理状況	4
2	個人情報保護制度	
(1)	各種請求の処理状況	8
(2)	各種請求に対する年度別決定件数	9
(3)	個人情報取扱事務の届出	1 1
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	1 1
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
(1)	概要	1 2
(2)	会議の開催回数	1 2
(3)	開催内容等	1 2
(4)	異議申立て	1 2
(5)	審査会委員	1 2
4	外郭団体の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	1 3
(2)	個人情報保護制度	1 3
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度	
(1)	情報公開制度	1 3
(2)	個人情報保護制度	1 3

(資料) 米子市情報公開・個人情報保護審査会答申

1 情報公開制度

(1) 公文書公開等決定件数

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

ア 所管課別

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	41	23	3 (3)	-	-	67
総務部	4	4	-	-	-	8
総務管財課	1	2	-	-	-	3
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	1	1	-	-	-	2
職員課	1	1	-	-	-	2
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	1	-	-	-	-	1
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	2	2	-	-	-	4
秘書広報課	-	1	-	-	-	1
総合政策課	1	-	-	-	-	1
情報政策課	-	-	-	-	-	-
協働推進課	1	1	-	-	-	2
市民人権部	4	-	-	-	-	4
市民課	-	-	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	-	-	-	-	-	-
収税課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	2	-	-	-	-	2
人権政策課	1	-	-	-	-	1
男女共同参画推進課	1	-	-	-	-	1
環境下水道部	1	4	-	-	-	5
環境政策課	1	-	-	-	-	1
環境事業課	-	3	-	-	-	3
下水道業務課	-	1	-	-	-	1
下水道整備課	-	-	-	-	-	-
下水道施設課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	3	3	-	-	-	6
福祉政策室	1	-	-	-	-	1
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	1	-	-	-	-	1
児童家庭課	1	2	-	-	-	3
健康対策課	-	1	-	-	-	1
経済部	1	2	-	-	-	3
商工課	-	1	-	-	-	1
崎津・流通団地営業課	-	-	-	-	-	-
観光課	-	1	-	-	-	1
農林課	1	-	-	-	-	1
水産振興室	-	-	-	-	-	-

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
建設部	24	6	3 (3)	-	-	33
都市計画課	1	-	-	-	-	1
土木課	-	-	-	-	-	-
維持管理課	1	2	-	-	-	3
建築住宅課	-	1	-	-	-	1
建築指導課	22	3	3 (3)	-	-	28
淀江支所	1	1	-	-	-	2
地域振興課	1	1	-	-	-	2
市民生活課	-	-	-	-	-	-
会計課	1	1	-	-	-	2
【教育委員会】	5	-	1 (1)	1	-	7
教育総務課	-	-	-	1	-	1
学校教育課	1	-	-	-	-	1
生涯学習課	1	-	1 (1)	-	-	2
文化課	1	-	-	-	-	1
体育課	1	-	-	-	-	1
学校給食課	1	-	-	-	-	1
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計	46	23	4 (4)	1	-	74

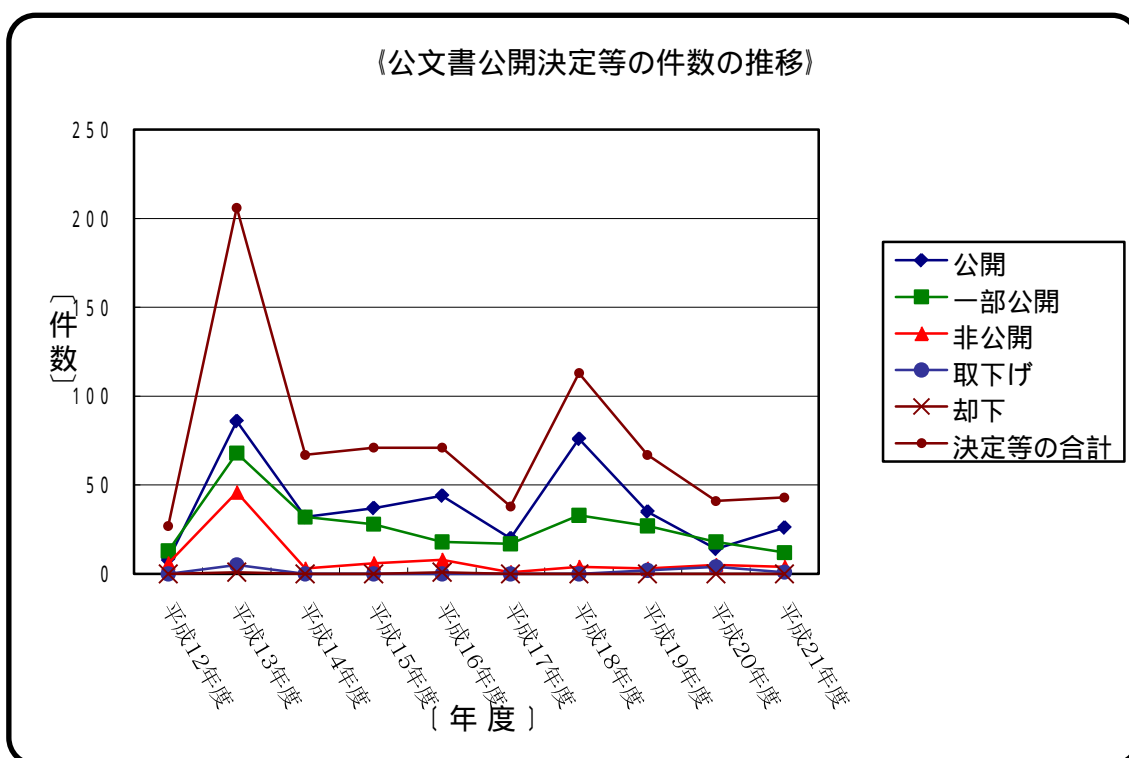
イ 請求者区分別

請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	9	6	1 (1)	-	-	16
	法 人	7	2	-	-	-	9
市 外	個 人	2	-	-	-	-	2
	法 人	8	4	3 (3)	1	-	16
合 計		26	12	4 (4)	1	-	43

一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがあるため、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 ###	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43



(3) 公文書公開請求の処理状況

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
(H20)42	H21.3.19	法人(市内)	秘書広報課 会計課	1 平成20年8月から同年12月までに支出した市長交際費に関する支出金調書、現金出納簿又はこれに類する書類 2 平成20年1月から同年12月までに入札が行われたA4コピー用紙の購入契約について、予定価格、入札価格及び落札価格が分かるもの	一部公開	H21.4.6	個人情報 法人情報 文書不存在	
43	H21.3.25	法人(市内)	会計課	1 平成20年度消耗品単価契約見積調書でA4再生紙55Kに係るもの 2 平成20年度消耗品単価契約予定価格調書でA4再生紙55Kに係るもの	公開	H21.4.6		
(H21)1	H21.4.16	法人(市内)	建築指導課	昭和54年10月15日付け提出の道路位置指定申請書の道路指定申請図	公開	H21.4.24		
2	H21.4.21	法人(市外)	建築指導課	平成21年1月1日から同年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面(建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む)	公開	H21.5.7		
3	H21.5.18	法人(市外)	建築指導課	平成21年3月1日から同年4月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H21.5.21	文書不存在	
4	H21.5.26	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.6.2		
5	H21.5.28	個人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.6.2		
6	H21.6.1	個人(市内)	生涯学習課	平成16年4月と平成21年4月に有効な、図書を図書買入組合から購入する旨の公示又は命令書	非公開	H21.6.10	文書不存在	
7	H21.6.1	個人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.6.5		
8	H21.6.1	法人(市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.6.2		
9	H21.6.4	個人(市内)	環境事業課 職員課	米子市新清掃工場建設工事に関する次の文書 (1)入札に関する全ての書類 (2)入札に関与した全ての職員の氏名、当時の役職から現在の役職に至るまでの経緯がわかる文書 (3)(2)の職員から公示の入札に関して事情聴取した内容がわかる文書 (4)(2)の職員に対してなされた処分 (5)公示におけるJFEの下請業者の全ての名称及び所在地がわかる文書	一部公開	H21.6.12	個人情報 法人情報 文書不存在	
10	H21.6.5	個人(市内)	総務管財課	鑑定評価書	一部公開	H21.6.15	法人情報	

11	H21.6.11	個人 (市内)	環境事業課	米子市新清掃工場建設に関する文書で、廃棄物循環型社会基盤整備計画書、見積設計図書、発注仕様書の作成等の経過及び機種選定委員会の内容がわかるもの	一部公開	H21.6.26	個人情報 法人情報	
12	H21.6.15	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.6.19		
13	H21.7.8	法人 (市外)	建築指導課	平成21年5月1日から同年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H21.7.13	文書不存在	
14	H21.7.17	法人 (市外)	建築指導課	平成21年4月1日から同年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H21.8.3		
15	H21.8.21	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.8.21		
16	H21.8.31	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.9.7		
17	H21.9.2	法人 (市外)	建築指導課	平成21年7月1日から同年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H21.9.8	個人情報 法人情報	
18	H21.9.4	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.9.9		
19	H21.9.7	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.9.14		
20	H21.9.11	個人 (市内)	協働推進課	米子市まちづくり活動支援交付金事業夜見町こどもみこし保存会夜見町こどもみこし保存事業の実績報告書、収支決算書、領収書	一部公開	H21.9.24	法人情報	
21	H21.9.16	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.9.24		
22	H21.10.2	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.10.8		
23	H21.10.16	法人 (市外)	建築指導課	平成21年7月1日から同年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H21.10.29		
24	H21.11.21	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.10.28		
25	H21.11.2	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H21.11.9		
26	H21.11.9	法人 (市外)	建築指導課	平成21年9月1日から同年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件（一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H21.11.12	個人情報 法人情報	

27	H21.12.28	法人 (市外)	総務管財課 環境事業課 下水道業務課 児童家庭課 健康対策課 商工課 観光課 維持管理課 建築住宅課 地域振興課	市の施設に関する次の案件に係る直近年(単年度契約については平成21年度)の契約金額及びその該当施設名がわかる文書 (1)自家用電気工作物保守管理業務 (2)エレベータ設備点検 (3)特殊建築物定期報告業務 (4)建物点検業務 (5)吸収式冷温水発生機保守	一部公開	H22.1.8	個人情報 法人情報 文書不存在	
28	H21.12.28	法人 (市外)	教育総務課	市の施設に関する次の案件に係る直近年(単年度契約については平成21年度)の契約金額及びその該当施設名がわかる文書 (1)自家用電気工作物保守管理業務 (2)エレベータ設備点検 (3)特殊建築物定期報告業務 (4)建物点検業務 (6)吸収式冷温水発生機保守				取下げ
29	H22.1.8	法人 (市外)	建築指導課	平成21年11月1日から同年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	非公開	H22.1.14	文書不存在	
30	H22.1.15	法人 (市外)	建築指導課	平成21年10月1日から同年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面(建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む)	公開	H22.1.29		
31	H22.2.8	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.2.16		
32	H22.2.15	個人 (市内)	総務管財課 行政経営課 職員課 入札契約課 総合政策課 協働推進課 保険年金課 人権政策課 男女共同参画推進課 環境政策課 福祉政策室 長寿社会課 児童家庭課 農林課 建築指導課 都市計画課 地域振興課	現在の審議会等に関する審議会等委員選任基準チェックシート	公開	H22.2.23		

33	H22.2.15	個人 (市内)	文化課 学校教育課 生涯学習課 体育課 学校給食課	現在の審議会等に関する審議会等委員選任基準チェックシート	公開	H22.2.23		
34	H22.3.1	個人 (市内)	児童家庭課	米子市保育所あり方検討会の第1回から今日までの委員の報酬が記載されている文書(日時、委員の氏名)	一部公開	H22.3.12	個人情報	
35	H22.3.2	法人 (市外)	建築指導課	平成22年1月1日から同年2月28日までに都市計画法に基づく開発行為における許可がおりた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、給排水計画図	一部公開	H22.3.4	個人情報 法人情報	
36	H22.3.4	個人 (市内)	行政経営課	焼却場談合訴訟(住民訴訟)判決確定を受けた弁護士費用請求訴訟の訴状	一部公開	H22.3.4	個人情報	
37	H22.3.5	個人 (市内)	維持管理課	平成22年2月11日境界確定協議申請に伴う立会后作成された協議資料	公開	H22.3.17		
38	H22.3.12	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.3.23		
39	H22.3.12	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H22.3.18		
40	H22.3.15	個人 (市外)	保険年金課	平成16年度の葬祭費支給申請に関し、葬祭を行った者の代理受領を定めたもの 平成16年度の葬祭費支給申請書の特記事項を定めたもの	公開	H22.3.25		
41	H22.3.24	法人 (市内)	維持管理課	山陰本線米子駅前管理運営に関する協定書	一部公開	H22.3.29	法人情報	

2 個人情報保護制度

(1) 各種請求の処理状況 (請求区分 : 開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止)
(平成 2 1 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 2 年 3 月 3 1 日)

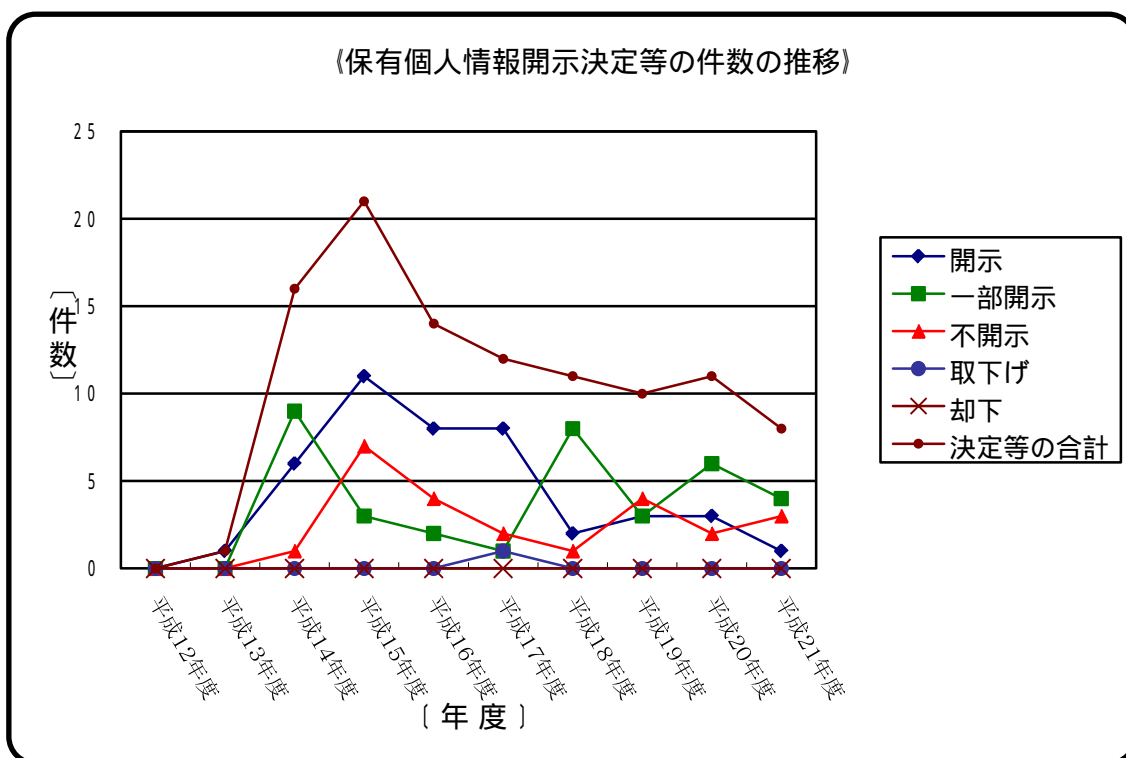
No	受付年月日	請求区分	請求内容	所管課	決定区分 (不開示の理由)
1	H21.4.2	開示	平成 21 年 1 月 13 日から同年 4 月 1 日までの住民票の写し等交付申請書	市民課	不開示 (不存在)
2	H21.4.7	開示	平成 12 年度から平成 15 年度までの課税台帳	市民税課	一部開示 (不存在)
3	H21.5.26	開示	平成 21 年 2 月 27 日から同年 5 月 26 日までの生活保護ケース記録の全部	福祉課	開示
4	H21.6.22	開示	平成 21 年 6 月 22 日午前 8 時 30 分から午前 10 時 20 分まで開示請求者が話した内容	総務管財課 入札契約課	不開示 (不存在)
5	H21.9.7	開示	平成 17 年 4 月 1 日同年 9 月 6 日までの戸籍・身分証明書等交付申請書	市民課	一部開示 (第三者の個人情報、法人情報)
6	H22.2.3	開示	平成 13 年度市県民税課税台帳	市民税課	一部開示 (第三者の個人情報)
7	H22.3.15	開示	葬祭費支給申請に関わるすべての公文書	保健年金課	一部開示 (第三者の個人情報)
8	H22.3.26	開示	住民票の写し等交付申請書	市民課	不開示 (不存在)
9					
10					

なお、上記のうち、市外からの請求は 2 件でした。

(2) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	6	2 (2)	-	-	11
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

()内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 774件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（53件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（12件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（46件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（73件）

個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

4回

(3) 開催内容等

米子市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てに関する諮問について調査審議を行いました。

(4) 異議申立て

ア 件数 1件 (前年度からの継続審議 0件)

イ 処理状況

No	諮問受付 年月日	趣 旨	所管課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H21.6.22	「平成11年12月16日に (異議申立人でない個人) が福祉課に提出した申立書4 枚のうち異議申立人に関する 記述」の保有個人情報開示請 求に対し、一部を不開示とし た処分を取り消し、開示を求 める異議申立て	福祉課	H21.9.16 棄却 (資料参照)	審査会の答申 を尊重し、本件 異議申立てを 棄却した。

(5) 審査会委員

平成22年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	牧 田 幸 人	大学名誉教授
	網 崎 孝 志	大学教授
	井 木 博 子	弁護士
	金 川 和 子	地方裁判所調停委員
	樋 口 直 樹	元 小学校校長

(会長を除きアイウエオ順)

4 外郭団体の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

ア 制定・施行団体 9 団体

(ア) 米子市が資本金(出資金)を1/2以上出資(出損)している法人

社会福祉法人米子福社会

米子市土地開発公社

財団法人米子市開発公社

財団法人米子市生活環境公社

財団法人米子市教育文化事業団

(イ) 米子市が資本金(出資金)を1/2未満出資(出損)している法人

財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

イ 処理状況

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

ア 制定・施行団体 2 団体

(ア) 米子市が資本金(出資金)を1/2以上出資(出損)している法人

財団法人米子市教育文化事業団

(イ) 米子市が資本金(出資金)を1/2未満出資(出損)している法人

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

イ 処理状況

開示請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

資 料

(資料 1)

答 申

【 諮 問 件 名 】

保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成 21 年 6 月 11 日付けで行った、米子市長（以下「実施機関」という。）による同年 4 月 10 日付け保有個人情報一部開示決定処分（発米福第 80 号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報開示請求

申立人は、平成 21 年 3 月 31 日、米子市長に対し、次の保有個人情報の写しの交付を求める保有個人情報開示請求を行った。

〔開示請求をする保有個人情報〕

平成 11 年 12 月 16 日に （申立人でない個人。以下「提出者」という。）が福祉課に提出した申立書 4 枚のうち申立人に関する記述

(2) 本件処分

実施機関は、本件保有個人情報開示請求に対し、平成 21 年 4 月 10 日、次のとおり保有個人情報一部開示決定処分を行い、申立人に通知した。

〔開示する保有個人情報〕

平成 11 年 12 月 16 日に提出者が福祉課に提出した申立書 4 枚（以下「本件文書」という。）の一部

〔開示しないと決定した部分〕

本件文書のうち、提出年月日、提出者の氏名、印影、文書の表題及び頁番号を除く部分（以下「不開示部分」という。）

〔一部を開示しない理由〕

提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも

提出者の自己情報性のほうが、より強く保護されるものと認められる。したがって、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第5号に該当し、申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるため。

(3) 本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成21年6月11日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件文書のうち申立人に関する記述部分を開示するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分は、条例第14条第1項に違反し不当である。

申立人が開示請求したのは本件文書のうち申立人に関する記述部分であり、当該記述部分が開示された場合に申立人以外の者のどのような正当な権利利益を害するのか理解できない。（本件文書のうち申立人に関する記述部分が条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するとは考えられない。）

条例第14条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。申立人は、本件文書の不開示部分のうち申立人に関する記述部分を容易に区分することができると思う。

したがって、実施機関は、本件文書の不開示部分のうち申立人に関する記述部分を区分して開示する義務がある。

(2) 本件処分は、申立人の正当な権利利益である自己の情報を知ることへの侵害であり不当である。

申立人には、誤った情報又は不完全な情報等により、申立人自身について誤った判断がなされない権利利益がある。今までに福祉課において、申立人について誤った判断がなされ、生活保護制度上の処分が行われていることから、本件文書の不開示部分には、申立人に関する記述部分に誤った情報又は不完全な情報等があると判断する。本件文書の不開示部分のうち

申立人に関する記述部分が開示されなければ、それが正しい情報かどうかの具体的な検証ができない。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件文書の不開示部分は、提出者の主観的陳述が記載されたものであり、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうがより強く保護されるものと認められる。したがって、条例第13条第5号に規定する不開示情報（申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの）に該当する。

よって、当該不開示情報を黒塗りによって除いた部分について開示する旨の保有個人情報一部開示決定を行ったものである。

- (2) 申立人の本件保有個人情報開示請求の目的がどのようなものであるにせよ、本件処分は条例の規定に基づき行った正当な処分であり、本件異議申立てには理由がない。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成21年6月22日、条例第29条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（不開示とされた保有個人情報の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第14条第1項の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

なお、上記42)の申立人の主張については、当審査会では次のように判断した。

ア 上記4(2)前段の「本件処分は、申立人の正当な権利利益である自己の情報を知ることへの侵害であり不当である。」という申立人の主張について

実施機関による保有個人情報の開示・不開示に係る決定処分は、条例に基づいて行われるべきものであるので、本件処分が自己に係る保有

個人情報の開示を受ける申立人の権利を不当に侵害するものであると言えるのは、本件処分が条例の規定に違反し不当な処分である場合である。

したがって、前述のとおり、本件処分が条例第14条第1項の規定に違反しているかどうかについて審査を行えば足りると判断した。

イ 上記4(2)後段の「申立人には、誤った情報又は不完全な情報等により、申立人自身について誤った判断がなされない権利利益がある。今までに福祉課において、申立人について誤った判断がなされ、生活保護制度上の処分が行われていることから、本件文書の不開示部分には、申立人に関する記述部分に誤った情報又は不完全な情報等があると判断する。本件文書の不開示部分のうち申立人に関する記述部分が開示されなければ、それが正しい情報かどうかの具体的な検証ができない。」という申立人の主張について

当該主張は、申立人が本件保有個人情報開示請求を行った目的が、本件文書のうち申立人に関する記述部分の正否を検証することにある旨を主張したものである。しかし、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かについての当審査会の判断は、申立人が本件保有個人情報開示請求を行った目的に左右されるものではない。

また、申立人は当該主張に関し、生活保護制度上の処分に対する不服を述べたが、それについては、本件異議申立ての内容とは直接関連のない事項である。

(3) 争点に対する判断

条例第14条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定しており、本件処分がその規定に違反しているか否かを検討した。

本件文書について、申立人は、不開示部分のうち申立人に関する記述部分については、容易に区分できるはずであり、申立人に関する記述部分を開示しても、申立人以外の者の正当な権利利益を害することにはならないので、開示すべきである旨を主張する。一方、実施機関は、不開示部分全体が提出者の主観的陳述であり、条例第13条第5号に該当する不開示情報であって、開示すれば申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなる旨を主張する。

当審査会において検証したところ、本件文書は、提出者がその心情を詳細かつ具体的に陳述した申立書というべき性質のものである。そして、本件文書の不開示部分は、終始提出者の心情が陳述された部分であり、一般的な社会通念に照らし合わせれば、提出者のプライバシー性が強い性質のものである。そのため、本件文書の不開示部分全体が、提出者に係る個人情報として保護されるべきものであり、条例第13条第5号で規定する不開示情報に該当すると解すべきである。

よって、本件文書の一部を開示しないとした実施機関の判断は妥当である。

したがって、本件処分については、条例第14条第1項に違反している点は認められない。

(4) 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成21年6月22日	実施機関から審査会に対して諮問（平成21年6月11日付け異議申立て）
平成21年7月14日 （本件に係る審査会第1回目）	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関に対してインカメラ審査を要請 インカメラ審査
平成21年7月15日	実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成21年7月21日	実施機関から「意見説明書」を受付
平成21年7月23日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付し、これに対する「反論書」の提出を要請
平成21年8月14日	異議申立人から「反論書」を受付
平成21年8月20日 （本件に係る審査会第2回目）	審議
平成21年8月21日	実施機関に対して異議申立人の「反論書」の写しを送付
平成21年8月25日	異議申立人による口頭意見陳述の申出（口頭）
平成21年8月27日	異議申立人に対し口頭意見陳述の日時等を通知
平成21年9月14日 （本件に係る審査会第3回目）	異議申立人による口頭意見陳述 答申の検討
平成21年9月16日	答申の決定

平成 21年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務管財課情報公開係

〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390

Email somu@yonago-city.jp